令和元年度第1回上小医療圈 地 域 医 療 構 想 調 整 会 議 令 和 元 年 5 月 1 7 日

昨年度までの議論の整理

医療計画制度に基づく地域の医療提供体制の構築

医療計画制度に基づく地域の医療提供体制の構築

○ 県は、医療法に基づき医療提供体制の確保を図るための計画(医療計画)を定めるものとされている。

第7次医療計画(第2期信州保健医療総合計画)

◆計画期間等

策定時期	2018年4月 (現行計画は第7次)
計画期間	2018年4月~2024年3月 (6年計画)

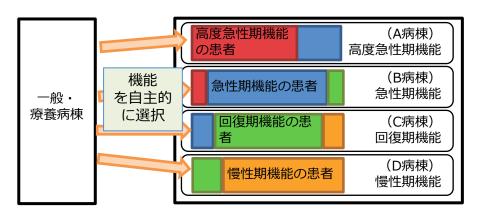
◆主な記載事項

二次医療圏(三次医療圏)	計画の対象となる地域単位(高度なものは県全体)			
基準病床数	計画期間中の二次医療圏ごとの病床整備の基準			
5疾病・5事業及び在宅医療	5疾病:がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患 5事業:救急、災害、周産期、小児、へき地			
医療従事者の確保	医師・看護師等の確保の方針			
地域医療構想	2025年に向けた人口減少・少子高齢化等への対応			

地域医療構想の内容

医療機関

(病棟機能の役割分担を報告)



都道府県

(医療機関の報告結果等を基に構想を策定・推進)

1 2025年の医療需要と病床数の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- 介護施設を含む在宅医療等の医療需要を推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- ① 医療機関の役割分担・連携を進めるための施設設備
- ② 在宅医療等の充実
- ③ 医療従事者の確保・養成



役割分担・連携や病床の整備等について<u>「地域医療構想調整会議」で協議・調整</u>

地域医療構想の推進に向けた調整会議の役割

○ 地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、各地域に地域医療構想調整会議を設置

調整会議の概要

1. 会議の構成メンバー

医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから保健福祉事務 所長が選任し知事が委嘱

2. 主な議事事項

議事事項	内容				
地域医療構想の策定に関すること	・将来の病床数の必要量の算定 ・地域医療構想の推進に関する施策の検討				
地域医療構想の推進に関すること	・病床機能報告結果等の共有・各医療機関の将来に向けた対応方針の共有・増床等の必要性の協議				
地域医療介護総合確保基金に関すること	・各医療機関の基金活用計画の共有				
医療計画の策定に関すること	・医療計画の策定事項に対し、各圏域の状況を反映				

平成30年度病床機能報告結果

- 平成30年度の病床機能報告結果と将来の推計値を単純に比較すると、急性期が過剰で回復期が不足
- また、病棟単位での非稼働病床が124床存在
- 丸子中央病院においては、下記の慢性期病床147床のうち、97床を介護医療院へ移行(2018.10~)

現状(2018年)の病床機能の選択状況

計:2.201床(許可病床)

■ 高度急性期:33床 ■

急性期:1,068床

回復期:224床

慢性期:752床 内、97床は介護 医療院へ移行済

非稼働:124床

		病床機能						
医療機関施設名	許可病床	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等		
	2018.7.1							
計	2201	33	1068	224	752	124		
信州上田医療センター	416	33	283	0	0	100		
鹿教湯病院	416	0	40	190	186	0		
丸子中央病院	297	0	150	0	147	0		
三才山病院	237	0	0	34	203	0		
依田窪病院	140	0	140	0	0	0		
安藤病院	115	0	47	0	44	24		
柳沢病院	98	0	33	0	65	0		
小林脳神経外科・神経内科病院	88	0	88	0	0	0		
上田病院	72	0	35	0	37	0		
東御市民病院	60	0	60	0	0	0		
塩田病院	52	0	33	0	19	0		
上田花園病院	36	0	36	0	0	0		
上田市立産婦人科病院	27	0	27	0	0	0		
東御記念セントラルクリニック	19	0	19	0	0	0		
岸医院	19	0	19	0	0	0		
上田生協診療所	19	0	0	0	19	0		
上田腎臓クリニック	19	0	19	0	0	0		
川西医院	19	0	19	0	0	0		
祢津診療所	19	0	0	0	19	0		
角田産婦人科内科医院	14	0	14	0	0	0		
池田クリニック	13	0	0	0	13	0		
あおやぎ眼科	6	0	6	0	0	0		

2025年の参考値

計:1,764床

高度急性期:98床

急性期:547床

回復期:696床

慢性期:423床

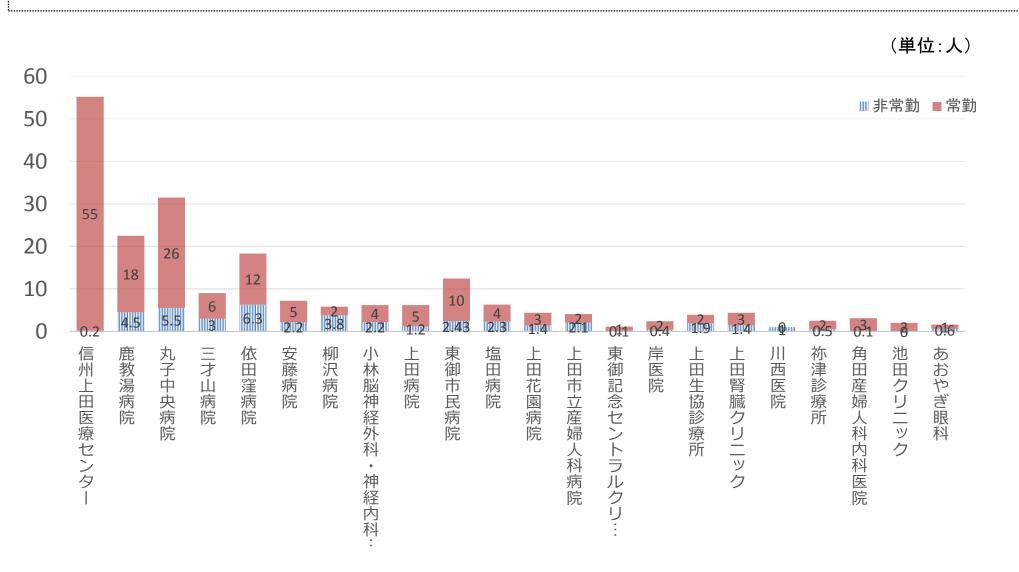
圏域内の基幹病院等の指定状況

- 信州上田医療センターを各政策医療の基幹病院とし、11病院で輪番体制を敷いている。
- また、信州上田医療センターは、2019年から中小医療機関に対し医師派遣を行うことを主な機能とする地域医療人材拠点病院に指定予定
- 他、在宅医療支援を行う医療機関として、後方支援病院に丸子中央病院、在宅療養支援病院(診療所)が4医療機関存在

	許可病床		拠点病院等の指定状況										
医療機関施設名		地域医療支援病院	地域医療人 材拠点支援 病院	救命救急センター	二次救急医療施設	災害拠点病院		小児地域医療センター (又は小児中核病院)	へき地医療 拠点病院	がん診療連 携拠点病院 (地域がん 診療病院)		在宅療養後方支援病院	
	2019.4.1	2018.7.1	2019.4.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1	2018.7.1
信州上田医療センター	416	0	0		0	0	0	0	休止中	0			
鹿教湯病院	416				0								
丸子中央病院	200				0							0	
三才山病院	237												
依田窪病院	140				0								
安藤病院	115				0								
柳沢病院	98				0								
小林脳神経外科・神経内科病院	88				0								
上田病院	72				0						0		
東御市民病院	60				0						0		
塩田病院	52				0								
上田花園病院	36				0								
上田市立産婦人科病院	27												
東御記念セントラルクリニック	19												0
岸医院	19												
上田生協診療所	19												
上田腎臓クリニック	19												0
川西医院	19	_											
祢津診療所	19												
角田産婦人科内科医院	14												
池田クリニック	13												
あおやぎ眼科	6												

圏域内の医師の配置状況(有床医療機関)

- 平成30年度病床機能報告結果に基づく医師の配置状況は以下のとおり。
- 昨年度までの調整会議では、信州上田医療センターで医師が増加傾向であり、医療機能の向上が図られてきていることが共有されている。



上小医療圏におけるこれまでの議論

1 これまでの協議の経過

- ・新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランの共有
- ・公立・公的以外の医療機関の具体的対応方針の共有
- ・信州上田医療センターの現状と非稼働病棟の運用見込みに関する計画
- ・公的医療機関等の再編(東御市民病院と鹿教湯三才山リハビリテーションセンターの 再編・ネットワーク化に係る協議の状況報告

2 今後の課題・方向性

- (1)機能分化・連携に関すること
 - ・信州上田医療センター等の急性期を脱した入院患者に対応する医療機能の役割分担
 - ・公的医療機関等の再編による連携・ネットワーク化
- (2) その他、地域の医療提供体制に関すること
 - ・二次救急医療体制の充実・維持に関する課題と取組
 - ・緩和ケア病床等の新たな医療機能の整備
 - 医療従事者などの医療資源の確保

国の検討状況

2040年を展望した医療提供体制の改革について(イメージ)

厚労省作成資料

○医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も高齢者人口の増加、地域人口の希薄化が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要○2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想等の既存の枠組みも新たな課題に対応した形とすることが必要



2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

医療施設の配置の最適化と連携の推進 ~地域医療構想の実現~

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③病診/病病連携のための医療情報ネットワークの構築やオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化 (タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化 等)
- ③ 医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携、集約化・重点化の推進(これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

実行性のある医師偏在対策の着実な推進

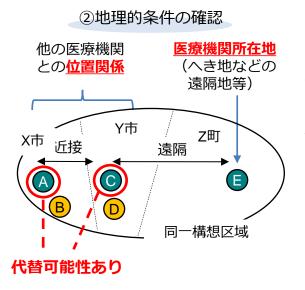
- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
- ・ 医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
- ・ 将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
- ・ 地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を 都道府県ごとに算出
- ② 地域におけるプライマリ・ケアに対応するための総合診療専門医の確保

○ 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進

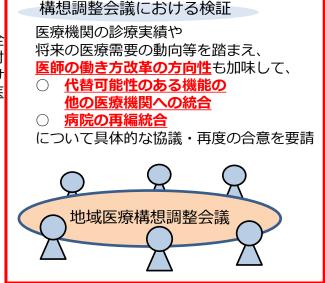
合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

「代替可能性がある」又は「診療実績が少ない」公立・公的医療機関等に対して、医師の働き方改革 の方向性も加味して、<mark>当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合</mark>について、地域 医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請

分析のイメージ



「代替可能性がある」または「病院全体の再編統合の検討の必要」と位置付けられた公立・公的医療機関等



③分析結果を踏まえた地域医療

法律の改正による医師確保・外来医療への対応

医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)の概要

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、<u>地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確</u> 保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医帥養成過程を通した医帥催保対策の充実【医帥法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・医学部:都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・臨床研修:臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・専門研修:国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を育見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・ 公表する仕組みの創設(外来医療計画)

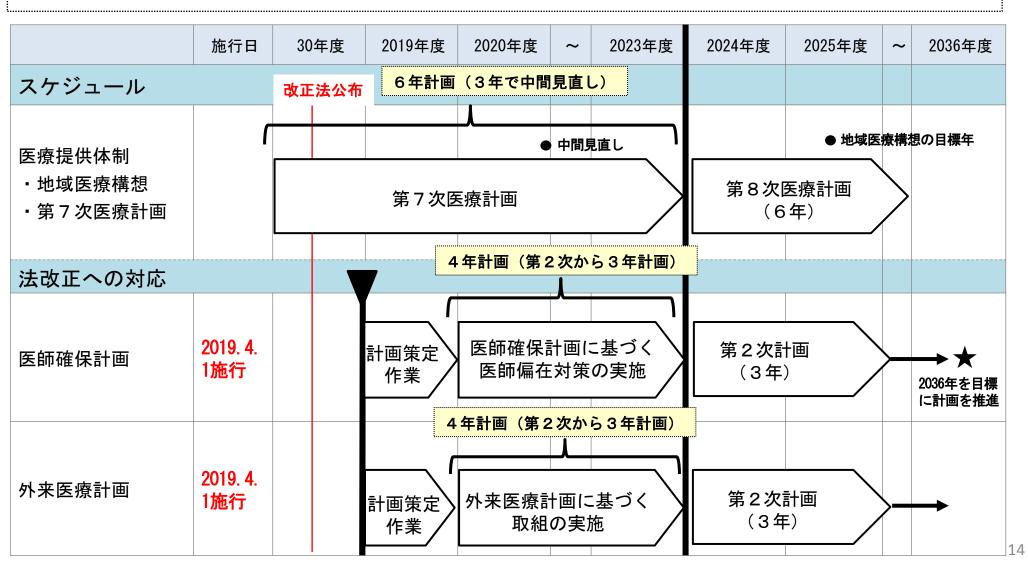
- 5. その他【医療法等】
 - ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
 - ・健康保険法等について所要の規定の整備等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項がびに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。) 13

医師確保・外来医療計画の策定・推進スケジュール

- 医師確保及び外来医療計画の第1次計画は既存の医療計画の一部として4年計画
- 第2次計画以降は、医療計画の一部という性格は同様に、3年計画として医療計画(6年)の中間 見直しに合わせ策定・推進
- 両計画は、医療計画・地域医療構想と同様、調整会議での協議に基づき策定



新たな計画の策定にあたり調整会議でご検討いただきたいこと

- これまでの地域医療構想の取組を踏まえ、<u>二次医療圏ごとの医療提供体制の整備を目的</u>として医師確保及び外来医療の提供体制について調整会議で検討を行う。
 - 1. 医師の確保について
 - ○主に修学資金貸与医師及び自治医科大学卒業医師の配置・調整について

検討事項

医師偏在指標の前提となる患者流出入

医療機関の役割分担の状況等を踏まえ、確保が必要な医師の診療科・数

2. 外来医療の提供体制について

検討事項

外来医師偏在指標の前提となる患者流出入

一次救急・在宅医療・公衆衛生等の地域に 確保すべき外来医療機能

医療機器の活用状況

計画への反映

医師少数区域(少数スポット)・多数区域の設定

医師の確保方針

医師の確保目標

計画への反映

外来医師多数区域の設定

新規開業の際に協力をお願いする事項 各圏域で確保する外来医療機能の方針

医療機器の共同利用方針

3. 検討スケジュール ※医師確保・外来医療計画に関するもの

2019.5月	6月	7月~9月	10月	11月~
第1回調整会議・計画の概要・患者流出入について	・第1回調整会議の協議 内容を取りまとめ・患者流出入について厚 労省へ報告	第2回調整会議 •医師少数区域等、 確保目標、方針 •外来医療、医療機器	・第2回までの調整会 議の協議を踏まえ、 計画の県全体の方針 を決定	第3回調整会議 ・計画案